

件 名 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について

要 旨

第 8 波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、県民の生活を圧迫している。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活実態は深刻である。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃となっている。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要がある。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要である。

日本の最低賃金は、その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力を考慮し、最低賃金額を決めている。最低賃金額が低い地域では、企業の支払能力や経済状況、冷え込んだ指標をもとに低いままとなってしまう。現在の地域別制度は、人口の一極集中や若者の都市部への流失誘発し、最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な要因となっている。GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げるためにも労働者の賃金を全国一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできないと考える。

地域別最低賃金としている国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみである。米国は州ごとにも最低賃金が決められているが、連邦最賃は全国一律最低賃金制である。日本も批准するILO最低賃金決定制度勧告（第30号、1928年）でも「同価値労働に対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定している。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要と考える。また、下請け企業への単価削減・賃下げなどの強要がされないように公正取引ルールが実施される指導が必要と考える。

これらの施策で労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になると考える。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」規定されている。

以上の趣旨から、最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」を内閣総理大臣、厚生労働大臣及び中央最低賃金審議会会長に提出すること。